

情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会  
周波数管理・作業計画委員会第 17 回会合議事概要

1 開催日時

平成 31 年 3 月 6 日（水）16：30～18：00

2 場所

総務省（合同庁舎第 2 号館）9 階 第 3 特別会議室

3 出席者（敬称略）

・専門委員：

小林 哲、小川 博世、阿部 宗男、市川 武男、岩間 美樹、梅田 成視、加保 貴奈、河合 宜行、薄田 由紀、田村 知子、西田 幸博、橋本 明、浜口 清

・関係者：

市川 正樹、市川 麻里、大橋 壱俊、金子 雅彦、亀谷 収、久保田 文人、鮫島 耕治、庄木 裕樹、菅田 明則、高尾 浩平、田北 順二、立木 将義、棚田 祐司、中村 隆治、博多 宣雄、服部 光男、宮寺 好男、米子 房伸、渡邊 浩志

・事務局：

深堀 道子、羽多野 一磨、由本 聖、安田 匡宏、長尾 北斗

4 議事

(1) WP1B 会合について

(ア) 2018 年 11 月 ITU-R WP1B 会合の結果報告

(2) RAG 会合について

(ア) 提出予定日本寄与文書（案）の審議

(イ) 対処方針（案）の審議

(3) その他

5 議事概要

(1) WP1B 会合について

(ア) 2018 年 11 月 ITU-R WP1B 会合の結果報告

資料 17-1 に基づき、事務局より説明が行われた。意見交換での主なコメントは以下のとおり。

(西田) ITU-R SM. [WPT-EV-IMPACT]の作成作業を進めているとのことだが、既に発行済のレポートにも無線通信業務への影響についての記載があったものと承知。発行済のレポートと ITU-R SM. [WPT-EV-IMPACT]との関係性について教えて頂きたい。

(庄木)既に発行されているレポート ITU-R SM. 2303 の内容は、NONBEAM WPT 全般に渡ったものであり、影響評価もあれば過去の規制状況なども含んでいる。対して ITU-R SM. [WPT-EV-IMPACT]は、CPM レポートにサマリとして記載されている EV 用 WPT の共用検討の結果を詳細に説明する内容となっている。そのため ITU-R SM. 2303 に含まれる内容や ITU-R SM. 2303 発効後の新しい検討結果も含まれている。

(西田)そうであれば、内容に重複のあるレポートを作る事になり、将来的なメンテナンス性について懸念がある。WPT 関係のレポート全般について整理が必要ではないか。

(主査) ITU-R SM. [WPT-EV-IMPACT]は、WRC-19 の緊急課題の1つである、課題 9.1.6「電気自動車 (EV) 用ワイヤレス電力伝送 (WPT) の研究」に対応するものであり、WRC-19 の前に完成させたいという意図があるため、次回の SG1 関連会合での完成に向けて注力しているところ。WRC-19 が終わった後に改めて整理について議論があり得るものと思う。また、ITU-R SM. 2303 は WP1A で作ったレポート、ITU-R SM. [WPT-EV-IMPACT]は WP1B で作成したレポートであり、仕分けの問題もある

(橋本)資料に“報告書”という表現があるが“書”は不要である。

(主査)用語は整理が必要である。また3項目の記載については、“分離して作成することが合意された”と記載されているがこれは正確ではない。ITU-R SM. [WPT-REGULATION] そのものは昨年11月のWP1Bでは議論がされておらず、“elements 文書が作成された”といった記載が適当。

(菅田)同項目などの、“EV 用 WPT の無線通信業務への影響評価”は EV 用 WPT 側から他の無線通信業務に対する影響なのか、他の無線通信業務側から EV 用 WPT に対する影響なのか、わかりづらい。

(主査)前者を意図しており、この表現は英語の直訳になっている。日本語では EV 用 WPT “から”という言葉を入れた方がわかりやすい。  
資料 17-1 については、これまでの議論を踏まえ事務局で修正したものを正式なものとして後日送付頂きたい。

(2) RAG 会合について

(7) 提出予定日本寄与文書（案）の審議

資料 17-2 について各提案者より説明が行われた。

2 件の寄与文書（案）について、資料 17-2-1 には若干の修正を加え、資料 17-2-2 は修正なしで、本会合での意見を念頭に会合に対応することとし、日本寄与文書を提出することが承認された。

審議過程での主なコメントは以下のとおり。

資料 17-2-1 について

(主査) ITU への拠出金を出したのは平成 29 年度か 30 年度か、また 31 年度はどうか。

(事務局) 平成 29 年度は拠出を行った。30 年度も支払い処理はこれからであるが拠出を行う予定。31 年度については、予算案の段階のため確たることは申し上げられないが、拠出したいと考えている。

(阿部) 決議 907、908 については、日本が人的にもサポートしており貢献している。英文について指摘。“Rules of Procedures concerning the receivability of submission for space service was revised” という記載があるが、これは RoP が改訂されたということか。

また、全体的に要望がストレートに記載されているが、寄書の主旨としてはこれまでの BR の働きを支持しつつ、それを更に後押ししようというものではないのか。改善を希望する内容を具体的に記述したり、BR における作業を日本が支持していることを明確にした方が良いのではないか。

(事務局) RoP については、実際に改正された。文書の表現については指摘を踏まえて修正を行いたい。

(河合) 昨今 BR のリソースが話題にあがる中で、効率化につながる望ましい提案。継続したメンテナンスの必要性について敢えて記載している理由は、決議 908 の見直しが必要ということか。

(事務局) 同決議は期限を設けたものではなく、決議の修正は不要である。

(橋本) 3.3 の第 2 パラグラフの resolution after WRC-19 の “resolution” は決

議 908 を指しているものと読める。そのため、決議見直しについて含みがあるように思われる。特に in accordance with 以下 が入ると、決議の見直しについての議論に誘導する印象を受けるため、改訂意図がなく一般論で書いているだけであれば、消してしまうのも手ではないか。4 の第 2 パラグラフについて、BR は frequency utilization のユーザーではないので、but also 以下は不要ではないか。

(事務局) 決議 908 の見直しではなく、他の WRC 議題における議論で変わった事項に対して、必要に応じて対応するなどの意図である。また、frequency utilization の部分は BR の作業の効率性にも貢献するという表現を意図したものであり、双方ともご指摘を踏まえて修正を行う。

資料 17-2-2 について

(河合) 私は SG4 の副議長を務めているが、WRC の議題に関する作業量が多く、一般の勧告を見直す十分な審議時間がない。実際昨年の SG4 関連会合では WP の審議時間におかれて SG4 が開催できなかった。その中でこういった提案は有効だと感じる。一方で慎重論もあるのではないか。過去に同様の議論はなされたことはあったか。

(橋本) 類似の議論はあったかもかもしれない。全く同じ議論はなかったように思う。

(主査) 例えばバージョンを変えないまま、脚注に記載することができるという規定が、決議かガイドラインにはあったのではないか。寄書の質が上がることにつながる良い提案である。

(橋本) 項目 1 は ITU-R 決議 1 のサブセクション A2.5.2.3.6(研究課題の承認過程)、A2.6.2.1.6(勧告の General considerations)、A2.6.2.3.6(勧告の承認過程)を引用している。このうち A2.5.2.3.6、A2.6.2.3.6 は承認過程での取り決めと明確に記載されているが、A2.6.2.1.6 はそうではないとの解釈もできる。この条項のみで純粋にエディトリアルな勧告の修正を承認でき、以降の採択承認プロセスは不要と読めなくもない。例えば“このような修正は以降の採択承認プロセスを経ずに可能”とこの条項の後に書き込めば、より明確になるのであろうが、こういった考え方もあることを念頭に会合に対応して頂ければと思う。

また、項目 4 の “in such cases clear indications are required” はステータスをどこに記載することをもとめるものか。

A2.1.1.4 については、non-normative/informative のステータスとは別の事を

定めた条項と思うが、ここに引用する必要はあるのか。

(西田) non-normative/informative な要素が含まれる場合は、勧告そのものにステータスを記載することを想定している。A2.1.1.4 については、前回の RAG でこれを引用して Annexes、Attachments、Appendices が全て normative だと主張した国があった。しかし、これは誤りであり、その後段に “unless otherwise specified” と記載されており、これらの文書の位置づけが異なりうるということである。

(橋本) A2.1.1.4 については過去の RAG 会合で、Annex はステータスが高く、対して Appendix は従属的という解釈で良いかという質問があったため、内容が normative か否かとは別にこれらの文書は同格であるということを明記した条項であり、その国の解釈は誤り。

(西田) この寄書に関連して伺いたい。ITU-R 決議 1 に含まれるエディトリアルなアップデートに関する条項は、研究課題と勧告にしか存在せず、レポート、ハンドブック、オピニオンについては存在しない。この理由と、レポート以下をエディトリアルに修正した経験があれば教えて頂きたい。

(橋本) 研究課題と勧告の訂正は SG で合意した後、各国に Correspondence を出して採択を待つという過程があるが、本条項を活用するとそれを省略できるというのが大きなアドバンテージ。レポート以下についてはそもそもこの採択過程が存在しないため今まで要望がなく、条項も存在しないものと認識。

レポートについてはエディトリアルな修正で版数を更新しない例があったと聞いたことがある。

少なくともレポートについてはエディトリアルな修正を勧告と同様に SG 会合後の採択・承認を経ずに行うことができるとする、提案のような条項があっても良いのではと思う。

(主査) 本日の議論を踏まえて会合に対応していただきたい。

#### (イ) 対処方針（案）の審議

資料 17-3 について事務局より説明が行われ、特段のコメントはなく承認された。

(イ) の終了後、主査から以下の問題提起がなされた。

(主査) WRC-19 会期の緊急課題に WPT の影響評価があり、現在レポートや勧告案の作

成を進めているところ。この作業を通じて無線通信業務と、WPT 等無線通信業務ではないものとの間で干渉検討を行う際に、現在の ITU の検討方法は適切かという問題意識が生まれた。今後、この問題は RAG かさらに上位の会合で議論がなされるかもしれない、国内で議論する場としては、この周波数作業計画委員会が適していると思うため、課題として投げかけたい。ITU では、無線通信業務は干渉から保護されなければならないという大原則があり、既に業務として定義されているものは、クライテリアが設定されている。無線通信業務と WPT 等の無線通信業務として定義がされていないものとの間で干渉検討するとき、クライテリアがある業務の側は譲歩をする必要性がない。WPT のようなシステムは今後も出てくると思われるが、既存の業務が干渉からの保護を強く求めた場合は共存することはできないということになりかねない。WPT の議論では実際に某国の長波放送との間でこのような問題が発生している。

WPT は環境保護に重要な EV 普及のための技術であり、ヨーロッパでは政策課題として取り組まれているほか、中国でも大きな動きがある。また IEC や ISO、GISPR でも議論が行われている中で ITU も役割を果たす必要があると認識している。無線周波数を用いるが無線通信業務ではない新しい技術が生まれる中で無線通信業務の保護ばかりに傾倒しては今後の ITU の立場に影響が生じるのではないか。今後このような議論ができると良いと思う。

(西田)異なる業務同士の重要性を直接比較することは難しい。長波放送がなされているということはそこに受益者がいるということであり、同業務は彼らの貴重な情報源である。受益者がどのような品質で受信したいかということも考慮しなければならない。単一の業務についてだけでなく、全体像を考えて検討を行う必要があるということは同意する。

### (3) その他

事務局より、本日のコメントを受けて資料修正を行う場合は、3月20日(水)までに事務局宛に送付しメール審議に諮ることとされた。また RAG の外国寄与文書審議表については別途メール審議とする旨が周知された。

また、次回の周波数管理・作業計画委員会は来年5月28日より開催が予定されている SG1 会合の対処を検討するため開催する予定であり、4月下旬頃で日程については主査と相談した上で別途案内する旨が周知された。

以 上

※本件議事概要については出席者に確認済